

藤沢市国民健康保険条例の一部改正について  
藤沢市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

2016年（平成28年）2月26日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例  
藤沢市国民健康保険条例（昭和29年藤沢市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「520,000円」を「540,000円」に改める。

第14条の2の9第1項中「170,000円」を「190,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の藤沢市国民健康保険条例の規定は、平成28年度以後の年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、国民健康保険法施行令の一部が改正され、国民健康保険料の基礎賦課額等の限度額が引き上げられたことにより、本市の国民健康保険においても同様の措置を講ずるため、所要の改正をする必要による。